

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の期日、対象及び所管課所

令和 6 年 12 月 25 日 日高市文化体育館（教育部生涯学習課）

令和 7 年 2 月 18 日 飯能市・日高市賑わい創出連携事業協議会
（市民生活部産業振興課）

2 監査の方法

令和 5 年度の当該団体における日高市からの補助金交付対象事務事業に係る出納及びその他の事務執行について、適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に監査資料及び関係書類の提出を求め、所管課所職員から説明を聴取し、監査を実施した。

3 監査の結果

監査重点事項の出納及びその他の事務については、補助金等の交付手続等に関する規則等に従い、おおむね適正に執行されているものと認められた。

事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際に口頭で述べたが、今後も適正な執行に努められるよう要望する。